

I 総括

1 沿革

昭和12年	4月	5日	保健所法制定。
昭和19年	10月	1日	佐原市佐原（田宿）で佐原保健所として業務開始。
昭和21年	11月	1日	佐原市佐原（荒久）に移転。
昭和22年	9月	5日	保健所法全面改正。
昭和25年	5月	27日	佐原市佐原口2127（旧所在地）に新築移転。 （木造モルタル造り二階建て 延べ791㎡）
昭和45年	6月	17日	鉄筋二階建てに改築。 敷地面積 2,684㎡ 延床面積 931㎡
平成6年	6月	30日	保健所法を地域保健法に名称変更。
平成9年	4月	1日	地域保健法施行。 県の保健所は地域保健の広域的、専門的、技術的機関として再編整備。 ・名称 佐原保健所を香取保健所に改称 ・所管区域 佐原市及び香取郡（9町）全域 （多古町、干潟町が編入） ・内部組織 5課2班制から1課8班制
平成10年	4月	1日	環境保全対策室を設置し、1課7班1室制。
平成12年	4月	1日	食品衛生班と環境衛生班を統合し、生活衛生課とする 2課5班1室制。
平成13年	4月	1日	環境保全業務の支庁県民環境課（新設）への移管により、 環境保全対策室が廃止され2課5班制となる。
平成16年	4月	1日	組織改正により香取支庁社会福祉課と保健所を統合し、 香取健康福祉センター（香取保健所）を設置、 総務企画課、地域保健福祉課、生活保護課、健康生活 支援課及び食品広域監視班の4課1班体制となる。
平成17年	7月	1日	市町村合併により、1市8町となる。 （干潟町が旭市、海上町、飯岡町と合併し新「旭市」と なり所管区域変更）
平成18年	3月	27日	市町村合併により、1市3町となる。 （下総町、大栄町が成田市へ編入合併し所管区域変更） （佐原市、小見川町、山田町、栗源町が合併し「香取市」 となる）
平成20年	4月	1日	食品広域監視班を食品機動監視班に改称。 検査課の新設により、5課1班体制となる。
平成23年	3月	11日	東日本大震災の発生により、センター建物の一部が損壊。
平成24年	4月	1日	食品機動監視班を食品機動監視課に改称し、6課体制となる。
平成29年	8月	31日	香取市佐原イ92-11に香取合同庁舎が竣工 敷地面積 5,145㎡ 延床面積 6,070㎡（事務棟） 鉄筋コンクリート造（1階）鉄骨造（2～4階） 鉄骨鉄筋コンクリート造（免震部分）
平成29年	11月	6日	香取合同庁舎2階に移転

表 1 歴代所長

代	氏 名	在 任 期 間	代	氏 名	在 任 期 間
初代	村田四郎	昭和 19.10.11 ～昭和 20.10.10	13 代	石毛義治	平成 3.4.1 ～平成 5.3.31
2 代	大竹三千之助	昭和 20.10.11 ～昭和 21.11.10	14 代	今留 淳	平成 5.4.1 ～平成 7.3.31
3 代	田部正隆	昭和 21.11.11 ～昭和 29.4.22	15 代	野島尚武	平成 7.4.1 ～平成 10.3.31
4 代	中野 敏	昭和 29.4.23 ～昭和 39.3.31	16 代	藤木哲郎	平成 10.4.1 ～平成 14.3.31
5 代	楠本 浩	昭和 39.4.1 ～昭和 45.7.20	17 代	中村恒穂	平成 14.4.1 ～平成 17.3.31
6 代	丸山正雄	昭和 45.7.21 ～昭和 50.5.16	18 代	江口弘久	平成 17.4.1 ～平成 20.3.31
7 代	田部正隆	昭和 50.5.17 ～昭和 50.6.15	19 代	佐久間 文明	平成 20.4.1 ～平成 24.3.31
8 代	川原田貞子	昭和 50.6.16 ～昭和 56.6.15	20 代	葛西正明	平成 24.4.1 ～平成 26.3.31
9 代	林 芳男	昭和 56.6.16 ～昭和 59.3.31	21 代	中村恒穂	平成 26.4.1 ～平成 28.3.31
10 代	日下部 茂樹	昭和 59.4.1 ～昭和 60.4.10	22 代	野田秀平	平成 28.4.1 ～平成 30.3.31
11 代	川原田 貞子	昭和 60.4.11 ～昭和 63.3.31	23 代	井元浩平	平成 30.4.1 ～令和 3.3.31
12 代	渡邊 佐	昭和 63.4.1 ～平成 3.3.31	24 代	大野 由記子	令和 3.4.1～

2 概 要

当センター管内は、県の北東部に位置し、利根川に沿った平野部からなり、茨城県境に面し水と緑の豊かな自然に恵まれた水郷地帯である。

所管区域は、市町村合併に伴い、平成 18 年 3 月 27 日から香取市、神崎町、多古町及び東庄町の 1 市 3 町となっている。

地域の産業は、肥沃な土地を利用した、稲作や野菜など農業中心の第 1 次産業が盛んな地域であるが、成田国際空港、鹿島臨海工業地帯に隣接するという立地優位性や、水郷筑波国定公園という豊かな環境を活かした第 2 次・第 3 次産業も盛んになり、地域の産業構造も変化してきている。

令和 2 年 10 月 1 日における管内人口は、世帯数 39,433 戸、人口は 105,230 人であり、令和元年 10 月 1 日と比べ 1,776 人減少している。

また、令和 2 年 4 月 1 日における高齢化率（全人口に対する 65 歳以上の人口割合）は、36.2%（前年比 0.7% 増）で県平均の 27.0% を大きく上回っており、高齢化が進んでいる。

3 管内の状況

（1）管内の人口及び世帯数等の概況

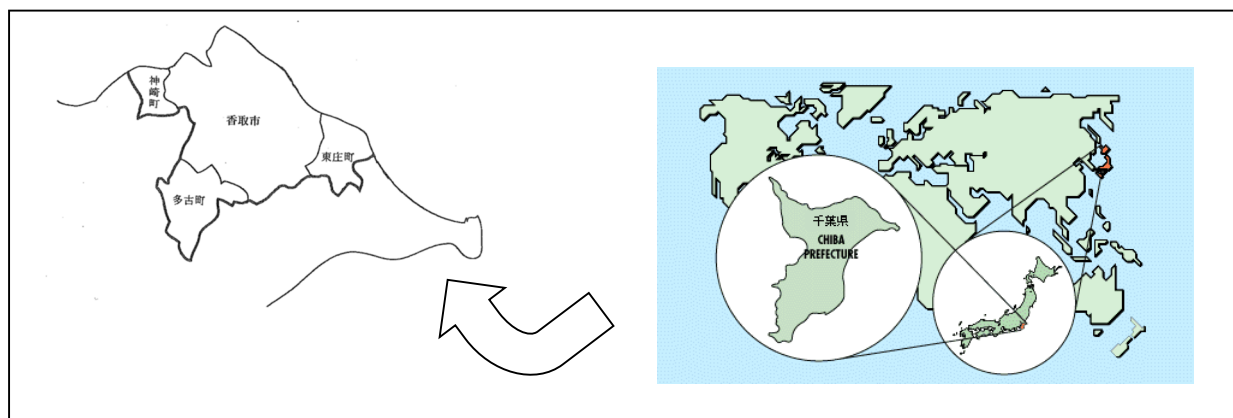
表 3－（1） 管内人口及び世帯数等の概況

区 分	世 帯 数 (世 帯)	人 口 (人)	人 口 密 度 (人／k m ²)	面 積 (k m ²)
管 内	39,433	105,230	262.2	401.30
香 取 市	27,528	72,427	276.1	262.35
神 崎 町	2,287	5,820	292.5	19.90
多 古 町	5,039	13,748	188.8	72.80
東 庄 町	4,579	13,235	286.2	46.25
県 総 数	2,766,999	6,287,034	1219.0	5,157.57

出典：（人口）令和 2 年 10 月 1 日現在 千葉県毎月常住人口調査

（面積）国土地理院 令和 2 年全国都道府県市区町村別面積調

図 3－（1） 管内図



(2) 管内人口の年齢構成

管内人口の年齢構成の推移は表3－(2)－ア 年齢構成の推移のとおりである。

令和2年4月1日現在の年齢3区分によると、0歳から14歳までの年少人口の割合は、9.2%、15歳から64歳までの生産年齢人口は54.6%、65歳以上の老年人口は36.2%で、県平均に比し年少人口・生産年齢人口の割合は低く、高齢人口の割合は高くなっている。また、管内の令和2年4月1日現在の年齢5歳階級別人口構成は図3－(2)のとおりである。

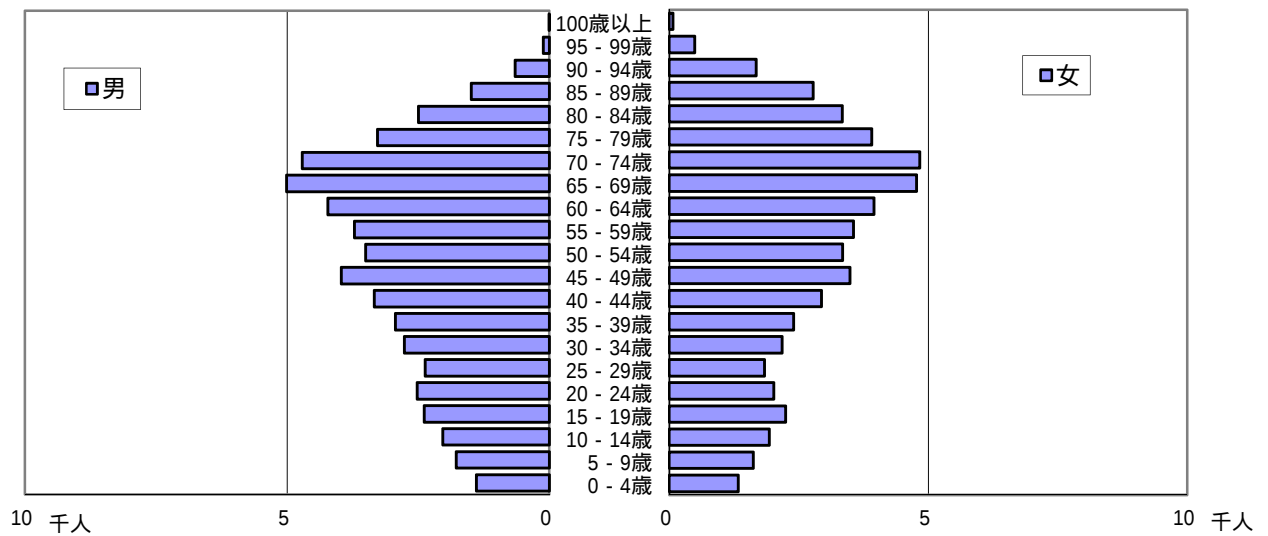
表3－(2)－ア 年齢構成の推移

(単位：人)

		年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不	詳
				0歳～14歳	%	15歳 ～64歳	%	65歳～	%		%
管内	17	132,173	16,580	(12.5)	83,884	(63.5)	31,709	(24.0)	—	—	
	22	125,133	14,186	(11.3)	76,942	(61.5)	34,005	(27.2)	—	—	
	27	117,080	11,950	(10.2)	67,917	(58.0)	37,213	(31.8)	—	—	
	30	112,789	10,841	(9.6)	62,910	(55.8)	39,038	(34.6)	—	—	
	元	111,087	10,482	(9.4)	61,126	(55.0)	39,479	(35.5)	—	—	
	2	109,372	10,067	(9.2)	59,677	(54.6)	39,628	(36.2)	—	—	
香取市	佐原市 旧	17	47,941	6,125	(12.8)	30,387	(63.4)	11,429	(23.8)	—	—
	小見川町 旧	17	26,315	3,186	(12.1)	17,403	(66.1)	5,726	(21.8)	—	—
	山田町 旧	17	11,323	1,398	(12.3)	6,981	(61.7)	2,944	(26.0)	—	—
	栗源町 旧	17	5,300	634	(12.0)	3,264	(61.6)	1,402	(26.5)	—	—
	22	86,064	9,872	(11.5)	53,082	(61.7)	23,110	(26.9)	—	—	
	27	80,647	8,345	(10.3)	46,869	(58.1)	25,433	(31.5)	—	—	
	30	77,536	7,525	(9.7)	43,402	(56.0)	26,609	(34.3)	—	—	
	元	76,359	7,236	(9.5)	42,176	(55.2)	26,947	(35.3)	—	—	
	2	75,115	6,927	(9.2)	41,143	(54.8)	27,045	(36.0)	—	—	
	神崎町	17	6,833	938	(13.7)	4,321	(63.2)	1,574	(23.0)	—	—
22		6,712	783	(11.7)	4,138	(61.7)	1,791	(26.7)	—	—	
27		6,351	656	(10.3)	3,757	(59.2)	1,938	(30.5)	—	—	
30		6,170	569	(9.2)	3,554	(57.6)	2,047	(33.2)	—	—	
元		6,102	570	(9.3)	3,489	(57.2)	2,043	(33.5)	—	—	
2		5,985	533	(8.9)	3,407	(56.9)	2,045	(34.2)	—	—	
多古町	17	17,611	2,162	(12.3)	10,724	(60.9)	4,725	(26.8)	—	—	
	22	16,612	1,739	(10.5)	10,047	(60.5)	4,826	(29.1)	—	—	
	27	15,328	1,418	(9.3)	8,890	(58.0)	5,020	(32.8)	—	—	
	30	14,877	1,350	(9.1)	8,307	(55.8)	5,220	(35.1)	—	—	
	元	14,655	1,315	(9.0)	8,060	(55.0)	5,280	(36.0)	—	—	
	2	14,519	1,303	(9.0)	7,892	(54.4)	5,324	(36.7)	—	—	
東庄町	17	16,850	2,137	(12.7)	10,804	(64.1)	3,909	(23.2)	—	—	
	22	15,745	1,792	(11.4)	9,675	(61.4)	4,278	(27.2)	—	—	
	27	14,754	1,531	(10.4)	8,401	(56.9)	4,822	(32.7)	—	—	
	30	14,206	1,397	(9.8)	7,647	(53.8)	5,162	(36.3)	—	—	
	元	13,971	1,361	(9.7)	7,401	(53.0)	5,209	(37.3)	—	—	
	2	13,753	1,304	(9.5)	7,235	(52.6)	5,214	(37.9)	—	—	
県総数	17	6,113,661	834,271	(13.6)	4,257,548	(69.6)	1,021,842	(16.7)	—	—	
	22	6,266,608	834,139	(13.3)	4,149,895	(66.2)	1,282,574	(20.5)	—	—	
	27	6,254,359	795,693	(12.7)	3,911,500	(62.5)	1,547,166	(24.7)	—	—	
	30	6,297,271	773,764	(12.3)	3,859,943	(61.3)	1,663,564	(26.4)	—	—	
	元	6,308,561	765,342	(12.1)	3,854,573	(61.1)	1,688,646	(26.8)	—	—	
	2	6,321,366	756,721	(12.0)	3,855,773	(61.0)	1,708,872	(27.0)	—	—	

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日現在）

図3－(2) 管内年齢5歳階級別人口構成図（平成31年4月1日現在）



出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和2年4月1日現在）

表3－(2)－イ 管内及び市町村・性・年齢階級別人口（単位：人）

年齢区分	総数	年少人口			生産年齢人口						
		0～	5～	10～	15～	20～	25～	30～	35～	40～	45～
管内総数	109,372	2,717	3,394	3,956	4,630	4,539	4,205	4,938	5,339	6,277	7,456
男	54,663	1,388	1,772	2,029	2,386	2,521	2,368	2,764	2,937	3,337	3,966
女	54,709	1,329	1,622	1,927	2,244	2,018	1,837	2,174	2,402	2,940	3,490
香取市総数	75,115	1,854	2,330	2,743	3,241	3,057	2,865	3,393	3,701	4,350	5,213
男	37,392	953	1,242	1,390	1,657	1,663	1,583	1,891	1,999	2,300	2,805
女	37,723	901	1,088	1,353	1,584	1,394	1,282	1,502	1,702	2,050	2,408
神崎町総数	5,985	163	173	197	279	251	242	251	274	349	423
男	3,052	76	84	115	147	137	137	148	146	194	226
女	2,933	87	89	82	132	114	105	103	128	155	197
多古町総数	14,519	359	453	491	530	693	586	690	687	801	892
男	7,328	174	226	242	298	402	341	380	394	432	475
女	7,191	185	227	249	232	291	245	310	293	369	417
東庄町総数	13,753	341	438	525	580	538	512	604	677	777	928
男	6,891	185	220	282	284	319	307	345	398	411	460
女	6,862	156	218	243	296	219	205	259	279	366	468
千葉県総数	6,321,366	231,316	255,969	269,436	288,224	332,615	322,836	351,104	391,526	447,003	526,653
男	3,152,394	118,353	131,657	138,348	147,970	171,888	173,518	183,015	203,512	232,027	273,530
女	3,168,972	112,963	124,312	131,088	140,254	160,727	159,318	168,089	188,014	214,976	253,123

	生産年齢人口			老年人口							
年齢 区分	50～	55～	60～	65～	70～	75～	80～	85～	90～	95～	100～
管内 総数	6,845	7,270	8,178	9,785	9,546	7,185	5,833	4,264	2,330	607	78
男	3,501	3,717	4,224	5,011	4,712	3,278	2,492	1,485	652	116	7
女	3,344	3,553	3,954	4,774	4,834	3,907	3,341	2,779	1,678	491	71
香取市 総数	4,677	5,084	5,562	6,676	6,594	4,896	3,985	2,858	1,590	398	48
男	2,390	2,573	2,873	3,384	3,260	2,236	1,696	983	438	75	1
女	2,287	2,511	2,689	3,292	3,334	2,660	2,289	1,875	1,152	323	47
神崎町 総数	457	439	442	488	467	411	324	202	116	33	4
男	240	223	248	261	231	186	137	74	32	8	2
女	217	216	194	227	236	225	187	128	84	25	2
多古町 総数	935	935	1,143	1,296	1,173	922	807	676	349	87	14
男	475	487	597	698	586	410	344	247	99	20	1
女	460	448	546	598	587	512	463	429	250	67	13
東庄町 総数	776	812	1,031	1,325	1,312	956	717	528	275	89	12
男	396	434	506	668	635	446	315	181	83	13	3
女	380	378	525	657	677	510	402	347	192	76	9
千葉県 総数	454,056	381,580	350,176	403,607	448,072	367,891	252,075	150,237	66,433	17,805	2,752
男	235,963	196,335	176,617	197,105	212,826	169,368	110,914	56,723	19,091	3,285	349
女	218,093	185,245	173,559	206,502	235,246	198,523	141,161	93,514	47,342	14,520	2,403

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和２年４月１日現在）

4 香取健康福祉センター（香取保健所）健康相談

表 4 健康福祉相談及び検査の日

（令和 2 年 4 月 1 日現在）

区 分		曜 日	時 間	備 考
精神保健福祉相談		月 2～3 回	午後 1 時半から午後 3 時まで	予約制
D V 相談		電話による相談 (月曜日～金曜日)	午前 9 時から午後 5 時まで	—
		来所による相談 (水曜日)	午前 9 時から午後 5 時まで	予約制
「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に係る相談		月曜日～金曜日	午前 9 時から午後 5 時まで	来所相談は 予約制
家庭児童相談		月曜日～金曜日	午前 9 時から午後 4 時まで	—
H I V 相談・検査	即日検査	第 2・第 4 月曜日	午後 1 時から午後 2 時まで	予約制
	夜間検査	—	—	—
肝炎ウイルス検査 (B 型・C 型)		第 2・第 4 月曜日	午後 1 時から午後 2 時まで	予約制
腸内細菌検査		毎 週 月 曜 日	午前 9 時から午前 10 時半まで	—
結核管理・接触者健康診断		第 1 月曜日	午後 1 時半から午後 2 時まで	対 象 者 は 保健所からの 通知者

5 各種委員会

(1) 香取健康福祉センター運営協議会

地域保健法第11条及び千葉県行政組織条例第28条第1項の規定により設置している。

地域保健法第11条：

第5条第1項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

千葉県行政組織条例第28条第1項：

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第二

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること

表5－(1) 運営協議会委員名簿 (令和3年3月31日現在)
(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
香取市長	宇井 成一
香取郡市町会長（多古町長）	所 一重
千葉県議会議員	伊藤 和男
千葉県議会議員	信田 光保
千葉県議会議員	谷田川 充丈
千葉県議会議員	宮川 太
一般社団法人香取郡市医師会長	坂本 文夫
一般社団法人香取匝瑳歯科医師会長	神田 哲彦
香取郡市薬業会長	佐久間 俊光
公益社団法人千葉県看護協会利根地区部会副部会長	堀越 佳代
千葉県立佐原病院長	露口 利夫
香取市民生委員児童委員協議会連合会副会長	那智 栄美子
香取市赤十字奉仕団委員長	永作 成子
千葉県保育協議会香取支会保育士部会長	高橋 啓子
香取保健所管内食品衛生協会会長	池田 政夫
千葉県理容生活衛生同業組合香取支部長	高須 正俊
香取教育研究協議会保健研究部長	八木 成美
香取保健所管内食生活改善協議会会長（R2.3.31 解散）	越川 節子
香取市母子保健推進員代表	石井 弘子

(2) 香取保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条の規定により設置している。

法律第24条：

各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

(診査する内容)

法律第18条第1項による通知、第20条第1項及び第26条の規定による一類感染症及び二類感染症の患者に対する10日以内の入院勧告、第20条第4項及び第26条の規定による前述の患者に対する延長入院の必要の是非、並びに第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を診査する。

表5－(2) 感染症診査協議会委員名簿 (令和3年3月31日現在)
(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
円心司法書士事務所長	植野 玄治
たもつ内科小児科医院長	保津 豊徳
香取医院長	香取 理絵
本多病院の副病院長	松丸 泰介
—	石津 功子

6 機構及び事務内容

所長 (兼センター長) (技) 1名 次長 (兼副センター長) (事) 1名 次長 (兼副センター長) (技) 1名	総務企画課	6名	1 庶務、人事、文書収受及び公有財産に関する事 2 予算、決算、経理及び物品会計に関する事 3 給与、旅費、共済組合及び職員の福利厚生に関する事 4 医療監視及び医療関係の許認可と諸届等に関する事 5 医薬品医療機器等法、薬剤師法、毒物及び劇物取締法等に関する事 6 献血推進に関する事 7 医療施設動(静)態調査、病院報告及び保健医療技術者の免許申請に関する事 8 健康福祉センター運営協議会に関する事 9 地域保健に関する調査、研究及び企画調整に関する事 10 人口動態等衛生上の統計に関する事 11 保健・医療・福祉に係わる総合相談窓口に関する事 12 保健所実習及び地域保健従事者の研修に関する事 13 地域防災対策に関する事
	地域保健福祉課	13名(1)	1 保健師事業に関する事 2 母子保健に関する事 3 老人保健事業に関する事 4 難病・肝炎対策に関する事 5 一人ひとりに応じた健康支援事業に関する事 6 栄養改善業務(専門的栄養指導・給食施設の指導)に関する事 7 健康づくり推進に関する事 8 歯科保健事業に関する事 9 調理師免許試験、登録及び届出等に関する事 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する事 11 戦傷病者・戦没者遺族等の援護に関する事 12 保育所関係事業に関する事 13 県地域福祉支援計画に関する事 14 高齢者福祉事務に関する事 15 老人保健福祉施設の実地指導に関する事 16 児童手当支給事務に係る市町村指導及び監査に関する事 17 老人福祉事務に関する事 18 障害者福祉事務に関する事 19 障害者福祉事務の市町村指導及び監査に関する事 20 児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当等に関する事 21 母子父子寡婦福祉に関する事 22 DV相談事業に関する事 23 中国残留邦人の支援事業に関する事
	生活保護課	4名	1 生活保護法に基づく調査、訪問及び指導に関する事 2 行旅病人及び行旅死亡人に関する事 3 生活困窮者住居確保給付金に関する事
	健康生活支援課	12名(1)	1 結核及び感染症予防対策に関する事 2 エイズ予防対策に関する事 3 原爆被爆者対策に関する事 4 食品営業許可、監視指導、食中毒調査に関する事 5 食品衛生講習会に関する事 6 製菓衛生師、ふぐ処理師、魚介類行商等の指導に関する事 7 狂犬病予防法、動物の愛護管理、特定動物の飼養許可に関する事 8 公衆浴場・旅館・興行場・理美容所・クリーニング所等の監視指導に関する事 9 水道、温泉の指導等に関する事 10 特定建築物、プール等の衛生指導に関する事 11 飲用井戸、衛生害虫・住居衛生等の相談・指導に関する事 12 健康危機対策に関する事
	検査課	4名	1 腸内細菌検査に関する事 2 食品衛生検査に関する事 3 感染症・食中毒検査に関する事 4 HI・V抗体等血清検査に関する事
	食品機動監視課	3名	1 食品衛生法の施行に関する事 (主に卸売市場、大規模小売店舗、集団給食施設、食品製造業、旅館等の監視指導、食品等の収去検査に関する事) 2 ふぐ営業認証施設の立入検査等に関する事

注（ ）は兼務職員の内数

7 職員数及び配置状況

表7 職員配置

(令和2年12月1日現在)

	所 長 (センター長)	次 長 (副センター長)	総 務 企 画 課	地 域 保 健 福 祉 課 (課長)	生 活 保 護 課 (課長)	健 康 生 活 支 援 課 (課長)	検 査 課 (課長)	食 品 機 動 監 視 課 (課長)	計
合計	1	2	6	13	4	12	4	3	45
医師	1								1
事務		1	4	4(1)	4【1】				13
薬剤師			2			2		2	6
獣医師						4【1】		1【1】	5
保健師		1		4【1】		2			7
診療放射線技師						1			1
臨床検査技師						2(1)	4【1】		6
管理栄養士				3					3
精神保健福祉士				2					2
その他の技術職員						1			1
食品衛生監視員(再掲)						5		3【1】	8
環境衛生監視員(再掲)						6			6

(注)技術職員の内訳については、主たる職種とする。また、兼務職員の内訳は()に、課長の職種は、【 】内に再掲とした。

